

事業主の皆さまへ

希望者全員が 65 歳まで働ける制度や 70 歳まで働ける制度を導入した事業主への奨励金があります。

## ① 中小企業定年引上げ等奨励金

支給金額：20 万円～120 万円

中小企業定年引上げ等奨励金は 25 年 3 月 31 日をもって廃止となる予定です。

平成 25 年 3 月 31 日までに、65 歳以上への定年引上げ、定年制の廃止または希望者全員を対象とする 70 歳以上までの継続雇用制度などの導入を行った中小企業事業主が対象となります。

## ② 高年齢者職域拡大等助成金

支給金額：雇用管理制度の整備や職域拡大などの取り組みに要した費用の 3 分の 1 に相当する額  
(500 万円を上限。1 年以上継続して雇用する 55 歳以上の雇用保険被保険者数に応じた上限あり)

## ③ 高年齢者労働移動受入企業助成金

支給金額：対象者 1 人につき 70 万円  
(短時間労働者の場合は 1 人につき 40 万円)

お問い合わせ先



独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構

岐阜高齢・障害者雇用支援センター

〒500-8856 岐阜市橋本町 2-20 濃飛ビル 5 階

TEL:058-253-2723 FAX:058-253-2728

担当：吉田・安藤